

ネット世界の歩き方5か条

- 第1条** 自分だけでなく友達や他の人の個人情報（名前、住所、写真など）をネットに書きこみません！
- 第2条** 他人の悪口やウソ、犯行予告のような不適切なことをネットに書きこみません！
- 第3条** 危険なサイト（出会い系、アダルト、家出、犯行予告、悪口など）にはアクセスしません！
- 第4条** ネット世界で知り合った人とは、絶対に会いません！
- 第5条** 判断できない時や、なやみごとが起こった時は、必ずおうちの人に相談します！

ネット世界のマイ・ルール

インターネットを使う時間や場所などをおうちの人とよく話し合って、ネット世界の「マイ・ルール」を決めよう！
 (例えば「夜〇時以降はスマートフォンや携帯電話を使わない」など)

署名（あなたのサイン） _____ 年 _____ 組 _____

保護者の同意（サイン） _____

保護者の方へ

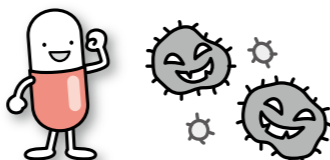
法令により、18歳未満の青少年が携帯電話等（スマートフォンを含む）のインターネットを使う場合、アクセス制限サービス（フィルタリング）の利用が義務づけられています。子どもが危険なサイトに誘導されないよう、保護者の責任でフィルタリングサービスを利用しましょう。例えば次のような例があります。

- ①パソコン：フィルタリングソフトの導入、子ども向け検索サイトの利用
 - ②携帯電話：携帯電話会社が提供するフィルタリングの設定
 - ③携帯ゲーム機：携帯ゲーム機に用意されたフィルタリングの設定
 - ④スマートフォン：フィルタリングアプリ*1の導入、アプリのインストール制限等
- *1 アプリとは、アプリケーションの略。コンピュータのOS*2上で動作するソフトウェアのこと。
 *2 OSとは、コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のこと。



情報漏洩や画面に不当表示などを行う悪意のあるプログラムから子どもを守るため、パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策をしましょう。

- ①OSを更新し最新の状態にしておきます。
- ②ウイルス対策ソフトを導入します。
- ③アプリも更新し最新の状態にしておきます。
- ④信頼性のない怪しいアプリはインストールしません。



(参考) パソコンに、貼りついて消えなくなってしまった画面を消す方法は、独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) のサイトに載っています。「IPA システムの復元」で検索してみましょう。

消費生活センターってどんなところ？

専門の相談員がトラブル解決のお手伝いをします。あなたがお客さんとして物を買ったりサービスを受けたときに「何かおかしい？」「困ったな」と思ったら、遠慮なく相談しましょう。



消費生活相談は消費者ホットライン ☎局番なし **188** (イヤヤ!) (身近な消費生活相談窓口につながります。)

かながわ中央消費生活センター ☎045-311-0999 平日9:30~19:00 土・日・祝休日 9:30~16:30

神奈川県 消費生活課 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 ☎045-312-1121 (代) 内線 2640

キッズページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/>

平成28年3月発行



神奈川県
消費生活課



マキマキちゃん
生まれも育ちも神奈川県。
心優しいしっかり者。
ニャン吉の強いみかた。

ニャン吉

楽しいことが大好きだけど、
ちょっぴりドジで食いしんぼう。
マキマキちゃんといっしょに
ネット世界の歩き方を
勉強中。



ネット世界の歩き方

インターネットの世界には危険がいっぱい！

パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などで、インターネットの世界を安全に楽しむにはどうしたらよいのかな？ニャン吉&マキマキちゃんといっしょに、ネット世界の歩き方を勉強しよう！

ある日のニャン吉とマキマキちゃん、仲良くインターネットを楽しんでいたよ。すると・・・

ホームページを見ていたら・・・

人気アイドルのブログを検索していたら、おもしろそうなマル秘動画を発見！「再生」ボタンをクリックしたところ・・・

→次のページ **1** へGO！

オンラインゲームで遊んでいたら・・・

無料オンラインゲームで友達と対戦！
“武器”になる新しいアイテムをたくさん
そろえてパワーアップ！
でも後から・・・

→次のページ **3** へGO！

人気アイドルAのマネージャーだという人から「A君がなやんでいるので相談にのって欲しい」というメールが届いた！メールに書いてあったホームページから連絡をとると・・・

→次のページ **2** へGO！

SNS(※1)サイトに、自分の名前・顔写真・学年・趣味などのプロフィールを書きこんでみたら・・・

→次のページ **4** へGO！

電子メールを使っていたら・・・

SNSを始めてみたら・・・

※1 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略) とは、メッセージの交換や仲間の募集などができるインターネット上の登録制サイトのこと。

次のページを見てね！

1

ホームページを見ていたら…

請求画面が
はりついちゃった！



画面に「7万円を3日以内にはらってください」と表示されちゃった！

「閉じる」ボタンをクリックしても、再起動しても画面が消えない！



どうしたらよいの？

- 絶対にお金をはらってはいけません。すぐにおうちの人に相談しましょう。消費生活センターや警察でも相談のしてくれます。
- ネット世界では、悪いことをたくらんでいる人もいます。不審なホームページは開かないようにしましょう。
- ネット世界に、人の心を傷つけるような悪口やウソを書きこんではいけません。罪になることがあります。だれが書いたかわからないように書いたつもりでも、調べることができます。あなたの書きこみはだれが見ているかわかりません。絶対にやめましょう。

2

電子メールを使っていたら…

お金をはらえという
メールがきちゃった！



返事が届いたけれど、メールの内容を読むためには、コンビニを通じてお金をはらわなければいけないみたい。

絶対に読みたいけれど…



どうしたらよいの？

- 絶対にお金をはらってはいけません。芸能人のマネージャーなどのふりをして、大勢の人にメールを送ってサクラサイト（※2）にさそいこみ、お金をだまし取ろうとする人がいます。
- むやみに電子メールアドレスを他の人に教えないようにしましょう。知らない人から届いた迷惑メールは無視しましょう。
- 使ったことのないサービスの請求（架空請求）が届いても、相手にはあなたの住所や名前は伝わっていません。絶対に自分から問い合わせのメールや電話をしてはいけません。
- 他の人に送るように求めるチェーンメールは、ほとんどが“いたずら目的”です。受信した人にとっては迷惑ですので、他の人に送ってはいけません。

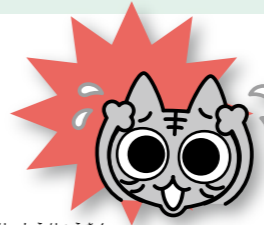


※2 サクラサイトとは、サイト業者にやとわれた“サクラ”が芸能人のマネージャーなどのふりをして（「なりすまし」という）さそいこみ、お金をはらわせるサイトのこと。

3

オンラインゲームで遊んでいたら…

お金を請求
されちゃった！



オンラインゲームのサイト利用料金（アイテム購入費用）を請求されて、しかられちゃった！
無料のつもりだったのに…



どうしたらよいの？

- “無料オンラインゲーム”と書いてあっても、全てが無料とは限りません。アイテムやポイントの購入にお金がかかることがありますので、ゲームを始める前におうちの人に相談しましょう。
- ネットやサイトにログインするID、パスワードも大切な個人情報です。パスワードは家のかぎと同じだと思って、しっかり管理しましょう。友達にも教えてはいけません。
- 友達のID、パスワードを使ってネットにログインしてはいけません。法律違反（不正アクセス禁止法違反）になり、ばっせられます。

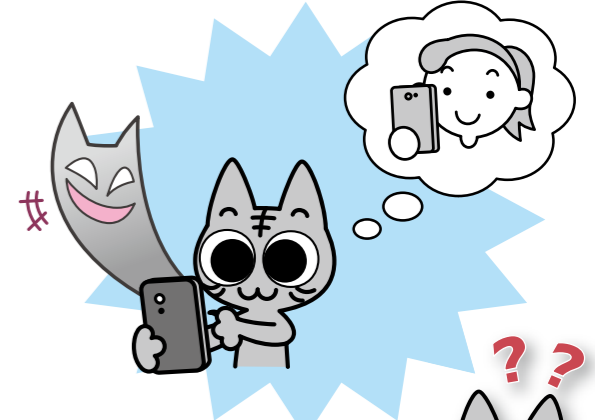
4

SNSを始めてみたら…

知らない人から
メッセージがきた！



「今度会って趣味の話をしよう」というメッセージがたくさん送られてきた！
同じ年の子となら、直接会っても大丈夫だね？



どうしたらよいの？

- ネット世界で知り合った人とは決して会ってはいけません。年齢や性別でウソをついて、悪いことをたくらんでいる人もいます。
- ネット世界には、自分の個人情報（※3）も友達の個人情報も書きこんではいけません。
- GPS機能のついたスマートフォン（※4）のカメラでさつえいした写真には、写真をさつえいした場所が分かるデータがふくまれていて、あなたの自宅や居場所が分かってしまうことがあります。SNSなどネット世界に写真をのせる時には、カメラのGPS機能をオフにしましょう。



※3 個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスなど個人が特定される情報のこと。文章だけでなく、顔が分かる写真や動画も個人情報のひとつです。

※4 スマートフォンとは、携帯電話にパソコンの機能が付いたもの。使い方には気をつけて！